

白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価実施計画書について

(答 申 案)

当審査会は、平成 17 年 3 月 16 日に市長から白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価実施計画書について諮問を受け、これまで、現地調査及び 2 回の審査を行った。

この事業は、事業者が排出する廃プラスチック類、ガラスくず等を埋立処分するいわゆる安定型の産業廃棄物最終処分場を増設しようとするものであり、事業予定地は、広島市及び県内南西部の市町が主要な水源としている太田川の上流域に位置している。

本事業に係る環境影響評価を適切に実施し、その結果を環境保全措置等に適正に反映させるため、下記のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

記

1 全体的事項

- (1) 既存の最終処分場は、平成 11 年 11 月に広島市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置の許可を受け、平成 14 年 7 月から産業廃棄物の埋立処分を行っているが、整備規模及び着工時期の関係から、これまで条例等に基づく環境影響評価は行われていない。

今回の事業は、既存の最終処分場を増設するものであることから、これまで法令等に基づき、或いは自主的に行ってきた環境調査等のデータを用いて、既存の最終処分場の整備及び供用により周辺の環境がどのように変化したかを把握し、その結果を今回行う増設事業に係る予測、評価及び環境保全措置に反映させること。

- (2) 事業予定地では、隣接して他社の最終処分場が供用されていることから、その事業との複合的な影響についても可能な範囲で予測、評価すること。
- (3) 準備書の作成に当たっては、用語の統一を図るとともに、図、表等を多用するなど、市民等にわかりやすいものとする。

2 事業計画

跡地の自然回復及び管理の計画を、あらかじめ地域住民の意見を聞くなど十分な検討を行ったうえで策定し、その内容を公表すること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等

(1) 大気環境

大気質の調査については、季節により風向の変化等が考えられることから、冬季以外の調査の実施についても検討すること。

(2) 水環境

ア 既設の観測井戸の水質調査で産業廃棄物の埋め立て以前から鉛、ヒ素等の重金属類が検出されている。そのため、拡張予定地における地下水の水質等の状況を把握するための地質調査、地下水調査（水質、水位）等を実施し、既存の最終処分場を含めた事業全体が地下水の水質等に与える影響について予測、評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

イ 浸透水及び地下水の水質について詳細な事後調査を行うこと。また、調査の結果、著しい環境影響が認められた場合の対応策についてあらかじめ検討し、準備書に記載すること。

ウ 地下水、湧水を環境影響評価の項目として選定しているが、調査、予測、評価の具体的な手法について記載されていないので明らかにすること。

(3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

ア 動植物の調査範囲として設定している既存の最終処分場は、既に裸地化しており、動植物への影響を予測、評価するための調査場所として適切ではないので、必要に応じて、調査範囲を周辺の区域に拡げること。

また、事業の行われていない状況を比較対照するため、近隣の自然条件が類似する場所の動植物を調査することについて検討すること。

イ 事業実施後の跡地における植生回復に資するため、事業予定地及び周辺の植生について十分な調査を行うこと。また、その際には、維管束植物だけでなく、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類についても対象に含めること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保

地域住民等が事業予定地及び周辺をどのように利用しているかについて、聞き取りや現地踏査などによりその実態を調査し、利用実態に応じて、人と自然の触れ合い活動の場に対する影響を予測、評価すること。

4 その他

既存の最終処分場の浸透水から、過去に有機塩素系化合物が検出されているため、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないよう搬入管理を徹底すること。また、排出事業者等に対しても、付着、混入させることのないよう、徹底を図ること。